**平成２９年度愛媛県社会就労センター協議会【第３回】研修会　開催要項**

１　目　　的

　平成２７年４月１日に食品表示法が施行され、食品を多く製作している就労移行支援・就労継続支援等の障がい者福祉施設は法律に基づいた対応が必要となっています。本研修会では、改めて法律の詳細を知り、具体的にどのように食品表示を作成すればよいのか等を学び、最新情報の共有化と職員の知識向上を目指すとともに、施設利用者の自立生活支援に資することを目的に開催します。

２　主　　催

愛媛県社会就労センター協議会

３　後　　援

愛媛県社会福祉協議会

４　日　　時

平成３０年２月２８日（水）１３：３０～１５：４５

５　会　　場

愛媛県総合社会福祉会館３階「研修室」（松山市持田町三丁目８番１５号）

６　参加対象

就労移行・継続支援事業所　食品担当職員等（定員７０名）

７　参 加 費

愛媛県社会就労支援センター協議会 会員事業所　 　無料

　　愛媛県社会就労支援センター協議会 未加入事業所 １，０００円（１名・資料代を含む）

８　日程・内容

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 時　間 | 内　容 | 講師名等 |
| 13：00～13：30 | 受 付 |  |
| 13：30～13：35 | 開 会　・　オリエンテーション |  |
| 13：35～14：35 | 【講演】  「食品表示とＪＡＳ法について」 | 愛媛県中予地方局産業経済部  産業振興課　農産物安全係 |
| 14：35～14：45 | 休 憩 |  |
| 14：45～15：45 | 【講演】  「食品表示と食品衛生法について」 | 松山市保健所　生活衛生課 |
| 15：45 | 閉　会 |  |

９　出欠連絡

別添「参加申込書」に必要事項をご記入の上、**２月２３日（金）まで**にＦＡＸ等で下記事務局

あてご送付ください。

10　そ の 他

（１）駐車場は台数に限りがありますので、できる限り公共の交通機関をご利用ください。満車の場合は

恐れ入りますが、近隣の有料駐車場をご利用願います。

　 （２）ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

11　問い合わせ先

愛媛県社会就労センター協議会事務局

愛媛県社会福祉協議会福祉振興部　長寿推進課内（担当／楠井）

　　　〒７９０－８５５３　松山市持田町三丁目８番１５号　県総合社会福祉会館２階

　　　ＴＥＬ　０８９－９２１－５１４０　／　ＦＡＸ　０８９－９２１－８９３９

　　　Ｅメール　chouju＠ehime-shakyo.or.jp